

第4条(不当な差別的取扱いの禁止)及び第5条(「合理的配慮」の提供)に規定する留意事項

I. 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第4条関係)

規程第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

1. 不当な取扱い(以下、例示)

(1) 共通項目

- ①障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- ②障害があることを理由に行事、研修、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること

(2) 教職員に関すること

- ①障害があることを理由に教職員採用試験への応募を拒否すること
- ②障害があることを理由に入職を拒否すること
- ③障害があることを理由に業務上の指導を拒否すること
- ④障害があることを理由に教員評価や人事評価等の成績に差をつけること

(3) 学生及び受験生に関すること

(共通事項)

- ①障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- ②試験等において、「合理的配慮」を受けたことを理由に評価に差をつけること

(受験生に関すること)

- ③障害があることを理由に受験および入学を拒否すること

(学生に関すること)

- ④障害があることを理由に授業受講や研究指導を拒否すること
- ⑤障害があることを理由に体験学習、実習、研修等への参加を拒否すること
- ⑥手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生の授業受講や研修、講習、体験学習、実習等への参加を拒否すること

(4) 患者に関すること

- ①障害があることを理由に窓口対応を拒否すること
- ②障害があることを理由に対応の順序を劣後させること
- ③障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること
- ④診療・事務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付すこと

II. 「合理的配慮」に該当し得る配慮の具体例(第5条関係)

「合理的配慮」は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げ

る具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

1. 物理的環境への配慮（以下、例示）

（1）共通項目

①段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、スロープのある場所まで案内などすること

（2）教職員に関すること

①移動の支障となるものを通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移動の負担を軽減すること

②移動に困難のある教職員のために、業務上頻繁に使用するフォルダーや書類を当該教職員の座席に近い位置または取り出しやすい場所に収納すること

③障害特性により、業務中、頻回に離席の必要がある教職員について、座席位置を出入り口の付近に確保すること

④易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、保健管理センター内の休憩室の利用を推奨すること

⑤雇入れ前に施設内の見学の申し出がある場合にはそれを認め、危険箇所やその対応案についての確認を行うこと

⑥重量物の取扱いや電話対応、窓口対応等、障害により対応することが困難な業務については、担当としない等の配慮を行なうこと。ただし、職場環境や業務内容に慣れた場合等本人の状況を見ながら、困難な業務であると決め付けずに作業前に本人に確認を行うこと。

⑦処理時間に余裕のある業務を担当してもらうこと。また、本人の状況を見ながら業務量を調整すること

⑧視覚障害のある教職員のパソコンに音声読み上げのソフトウェアを導入すること

（3）学生及び受験生に関すること

（共通事項）

①配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること

（学生に関すること）

②図書館や情報科学センター、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること

③移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること

④障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること

⑤移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室までのアクセスが困難な場合は、車椅子等の配慮を行うこと

⑥易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、講義室外に設置された長いすを積極的に確保すること

（4）患者に関すること

①杖・車椅子・歩行補助車等利用者のため、可能な限り病院敷地内のバリアフリー化に努めること

②各病院入口付近に車椅子置場を配置すること

③待合室のテレビは常に字幕表示を行うこと

④複数個所にストレッチャー（担送車）を配備すること

⑤病院敷地内のスロープに手摺りを設置すること

- ⑥肢体が不自由な方のため、記帳台付近に椅子を用意すること
- ⑦配架棚の高いところに置かれたパンフレット等を取って渡すこと
- ⑧目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること
- ⑨障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、待合室等の座席位置を扉付近にすること
- ⑩疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合には、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的な休憩スペースを設けること
- ⑪不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、教職員が書類を抑えたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること

2. 意思疎通の配慮（以下、例示）

（1）共通項目

- ①比喩や間接的な表現、複雑な説明が理解しにくい場合には、より直接的な表現や平易なことばを使って説明すること

（2）教職員に関すること

- ①部署内の情報共有や連絡事項については、口頭だけでなくメールや文書等を用いて行なうこと
- ②ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す教職員等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行なうこと
- ③障害のある教職員で、視覚情報が優位な者に対し、業務フローや作業手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ④本人のプライバシーに配慮した上で、他の教職員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること
- ⑤体調不良のため出勤できない日が続く場合には、産業医との面談の提案を行なうこと

（3）学生及び受験生に関すること

（共通事項）

- ①ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ②障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ③間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- ④口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- ⑤入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

（学生に関すること）

- ⑥授業や実習、研修、体験学習、行事等のさまざまな機会において、情報保障を行うこと
- ⑦シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて資料等を提供すること
- ⑧聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材を使用する場合、字幕が付与されていないものは、内容が理解できる資料を用意すること
- ⑨授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- ⑩事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと

⑩授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること

⑪体調不良のため通学できない日が続く場合には、学医との面談の提案を行うこと

(4) 患者に関すること

①病院玄関付近に複数名の案内担当者を配置すること

②耳の不自由な者に対し筆談対応が可能であることの掲示を行い、その対応にあたること

③視覚や移動に障害のある方には、必要に応じて病院職員が院内を付き添い移動すること

④病院職員が障害のある患者を病院情報システム等で情報共有し、誰でもが臨機応変に対応できるようにすること

⑤ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す患者については、発言をゆっくり復唱し確認する、場合によっては筆談にて訴えを聴取する等必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと

⑥口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること（診療の流れ、平面図を用いた場所の説明など）

⑦意思の表明が困難な精神障害（発達障害を含む。）等を有する患者については、病院職員が常に気を配り、言動に変わった点があれば直ちに医師等と連携して患者の訴えを聞き、対応にあたること。また、患者の家族や介護者等の生活支援者に協力を仰ぎ、患者と適切なコミュニケーションを図ること

⑧筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いること

⑨意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること

⑩駐車場などで通常、口頭で行なう案内を、紙にメモをして渡すこと

⑪書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること

⑫知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。

3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例(以下、例示)

(1) 教職員に関すること

①教職員採用試験において、個々の教職員の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室試験や支援機器の利用を認めたりすること

②教員評価や人事評価において、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

③就業時間中や研修、説明会等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること

④出退勤時の混雑による危険を避けるため、本人の希望をもとに出退勤時刻を調整すること。また、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院や体調に配慮すること

(2) 学生及び受験生に関すること

(共通事項)

①入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること

②教室内で、講義担当者や黒板・スクリーン等に近い席を確保すること

③視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

(学生に関すること)

④成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

- ⑤外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
 - ⑥大学行事や講演、講習、実習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
 - ⑦移動に困難のある学生に配慮し、車両乗降場所を講義棟の出入り口に近い場所へ変更すること
 - ⑧実務・臨床実習等の学外実習において、「合理的配慮」の提供が可能な機関での実習を認めること
 - ⑨実務実習、臨床実習等の実習授業において、事前に実習施設との間で十分に情報共有を行う
 - ⑩受講に支障をきたす学生については、個々の学生の障害特性に応じて十分な配慮をすること
 - ⑪障害のある学生が参加している実験・実習等において、特別に介助者等を配置するよう工夫すること
 - ⑫IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
 - ⑬授業中、ノートを取ることに難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること
 - ⑭感覚過敏等がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
 - ⑮体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
 - ⑯入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
 - ⑰治療等で学習空白が生じる学生に対して、なるべく学習機会を確保できる対策を講じること
 - ⑱授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- (3) 患者に関すること
- ①順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること
 - ②立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること
 - ③スクリーン等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること
 - ④敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること
 - ⑤他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること
 - ⑥受付窓口に障害者等のための優先レーンを設け、別窓口で優先的に対応できるようにすること
 - ⑦特別な配慮や補助が必要な場合には、医療情報システムに備考としてコメントを残し、今後どの病院職員でも同様に対応できるようにすること